

欧州視察報告（要約）

2008年9月
日本公認会計士協会

1. 視察の背景及び目的

国際財務報告基準（IFRS）は、現在欧州連合（EU）やオーストラリアを含む100カ国以上で適用が強制又は容認され、カナダ、インド、韓国等は2011年から適用を予定しているなど、グローバルな単一の会計基準としての地位を築きつつある。

EUでは2005年からEU域内証券市場の上場企業の連結財務諸表にIFRS適用が義務付けられたが、米国証券取引委員会（SEC）は2007年11月に、米国市場に上場する外国企業が国際会計基準審議会（IASB）の公表するIFRSに基づいて財務諸表を作成した場合、米国会計基準への調整表作成義務を撤廃する決定を行い、本年8月27日には、2009年12月15日以降終了する会計年度から一定の米国企業にIFRSの選択適用を認め、2014年には強制適用を求めるロードマップ案を公表した。

このように、IFRSを取り巻く状況は重大な転換期を迎えたといえる。

翻って日本では、IASBと企業会計基準委員会（ASBJ）が、2007年8月に東京合意を締結し、IFRSへのコンバージェンスを加速化させることとなったが、このような世界の潮流に鑑みると、日本でもIFRSを受け入れる方法について早急に真剣な検討を行う必要がある。

日本公認会計士協会としては、IFRSを日本企業が適用することになった場合に備えて、すでにIFRSを適用して3年が経過する欧州の様々な団体を訪問し、IFRSへの移行の経験や現在抱えている課題等を明らかにし、今後当協会が実施する具体的な施策の検討に資することとした。

2. 日程・訪問先

日程：7月1日（火）～7月4日（金）

訪問先：IASB（国際会計基準審議会）

EFRAG（欧州財務報告アドバイザリーグループ）

FEE（欧州会計士連盟）

ICAEW（イングランド・ウェールズ勅許会計士協会）

Ernst & Young パリ事務所

KPMG ロンドン事務所

3. 主要論点

3-1 EU での IFRS の適用

- EU におけるこれまでの適用状況は、「困難であったが、成功した(challenging but successful)」という評価が一般的である。ただし、監査事務所・企業の双方が相当な時間とコストを負担している。

3-2 連結財務諸表と個別財務諸表の問題

- 英国では個別財務諸表への IFRS 適用は任意であり、他方フランスでは個別財務諸表に IFRS を適用することは認められていない。個別財務諸表で各国の会計基準を適用する理由は、税法と配当可能利益の計算のためである。
- 連結と個別との間で会計基準が異なる場合、二重に帳簿を保持しているのかという点については、企業の状況により様々である。

3-3 IFRS 適用上の課題

- 欧州でも当初解釈について大きな懸念があったが、企業は同業他社の開示状況を検討し、経験を共有するなどして現在でも学習している。
- 監査事務所や会計士団体は、ケーススタディや設例を利用した研修教材を充実することで対応している。

3-4 会計士協会の対応

- ICAEW では、2003 年の事業年度で IFRS を主たる戦略の最優先事項と定めて様々な施策を実施し、さらに新たな施策の準備を進めている。

3-5 企業の対応

- 企業が IFRS への移行に関し留意しなければならないことは、IFRS への移行とは単なる会計上の課題ではないということである。多くの場合システム変更を伴い、時間も費用も要する。IFRS への移行は企業全体のプロジェクトとして早めに取り組むことが、成功への鍵と言える。

3-6 監査事務所の対応

- 大手の監査事務所は IFRS への対応をグローバルのイニシアティブで行い、品質管理に関する施策や、様々な研修・認定プログラムを実施している。

3-7 規制当局の対応

- 欧州証券規制当局委員会(CESR)が公表している執行決定のデータベースに対し評価する声もある一方で、否定的な意見もある。

3-8 基準設定への戦略的な働きかけ

- EU は出来上がった基準を後から認めるかどうか判断するというこれまでのアプローチから、より良い基準が得られるよう、基準作成の早い段階から主体的に関与して、影響を与えていくという方針に転換してきている。

4. 我が国における今後の課題

- 我が国の企業及び資本市場の国際競争力を一層高めていくためには、我が国においても IFRS 採用の選択肢を与えるべきである。IFRS 採用の選択肢を与える際には、欧州各国の実態を踏まえ、上場企業の連結財務諸表への適用を優先することが適当と考える。
- IFRS 採用の選択肢を認めるとした場合には、円滑な導入のために、いつまでに、誰が、何を決定し、どのような施策を講じていくかを示した「日本版ロードマップ」(作業工程表)を関係者間で協議の上策定し、社会に明確に示すべきである。
- IFRS の理解、普及、教育を充実・強化していくことは、会計士業界はもとより、財務諸表の作成責任を担う経済界においても必要不可欠な要素であると考えられる。大学の学部教育、会計専門職大学院等教育機関における会計教育を始め、公認会計士試験制度の改革、公認会計士試験合格後の実務補習教育など、総合的な会計教育の改革を経済界、学界、会計士業界並びに行政当局をはじめとした関係者が一致協力して、検討、実践していく必要がある。
- 欧州では、望ましい基準を得るために早い段階から IFRS の基準設定に関与するという方向へ戦略を変更し、そのための体制を整えている。日本も IASB による基準設定に早い段階から関与することが重要であり、そのための体制整備が必要である。また、日本が関与して影響力を持つためには、IFRS を採用することが必要条件であると考えられる。
- 日本公認会計士協会として実施する具体的施策として、現在以下の事項を検討しており、今後これらを協会のロードマップとして展開していく予定である。
 - (1) 原則主義の IFRS を適用する場合に想定される監査上の問題への対応策の検討
 - (2) 教育研修(すでに一部は実施済み)
 - IFRS セミナーの実施
 - 機関誌への IFRS の記事の定期的な掲載
 - IFRS に関するガイドブックの作成
 - 作成者・利用者に対する IFRS 研修
 - 大学・会計専門職大学院等との連携
 - (3) IFRS デスク(仮称)の設置
 - (4) 公認会計士試験の試験科目の見直しの要請。準備への積極的な関与
 - (5) IFRS 導入の関係各界への働きかけ。日本版ロードマップ策定への積極的な関与

以 上